

名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託
公募型プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託（以下「総合委託」という。）
- (2) 業務内容 別紙「業務説明書」のとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和10年3月31日まで（7年間）

2 要件等

(1) 契約上限料率

委託料率は次表の割合を上限とする。委託料は提案のあった料率を次表の基準売上額の合計に乗じた額（消費税及び地方消費税を含み、1円未満の端数を切り捨てる）とする。

内容	基準売上額	グレード	上限料率
本場開催	(1) 本場	G III	2.00%
	(2) 場外	F I	4.00%
	(3) 電話投票	F II	19.00%
	(4) 重勝式	F II (MD)	3.00%
場外受託	(1) 場外受託	G P	7.00%
		G I	7.00%
		G II	7.00%
		G III	7.00%
		F I	15.00%
		F II	15.00%

※併売に係る委託料は本場開催に含む。

※早朝・外向発売所に係る売上は基準売上額に含まない。

※共同開催事務業務に係る費用は受託者の負担とする。

※特別競輪等の開催が決定した場合は、別途、協議する。

(2) リスク分担

総合委託に係るリスク分担は別表のとおりとする。

3 提出書類

(1) 企画提案書（第1号様式）

ア 事業運営の分析及び課題の抽出について（第1号様式の1）

イ 施設活用の分析及び課題の抽出について（第1号様式の2）

- ウ 業務の効率化について (第1号様式の3)
- エ 施設の活用方針について (第1号様式の4)
- オ 障害発生時の対応について (第1号様式の5)
- カ 周辺地域への対応について (第1号様式の6)
- キ 他競輪場等との協働について (第1号様式の7)
- ク 売上向上策について (第1号様式の8)
- ケ 集客・お客様サービス向上策について (第1号様式の9)
- コ 事業者の組織、執行体制等について (第1号様式の10)

(2) 共同事業体協定書兼委任状 (第2号様式)

共同事業体で応募する場合のみ必要。共同事業体で応募する場合は、共同事業体の名称を設定し、代表者となる団体を選定すること。

(3) 公営競技における受託実績について (第3号様式)

実績がない場合は、その旨を示して提出すること。

業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書等)を添付すること。

(4) 受託希望料率 (第4号様式)

(5) 財務諸表 (構成員全員分)

直近分の貸借対照表及び損益計算書。

(6) 商業・法人登記簿謄本 (構成員全員分)

法務局発行の全部事項証明書。提出日を含めて3か月以内に発行されたもの。

(7) 納税証明書 (構成員全員分)

提出日を含めて3か月以内に発行されたもの。

ア 市町村民税、固定資産税(直近年度分。未納額のない旨の証明書でも可。)

イ 消費税及び地方消費税(所轄の税務署において発行する納税証明書。その3様式やその3の3様式等未納がないことの証明に限る。)

(8) 警備業の認定証の写し

4 提出に当たっての注意事項等

(1) 第1号様式の1から第1号様式の10

ア A4版とする。縦横は問わない。

イ 分かりやすく見やすいものとし、文字は十分な大きさとする。

ウ 合計30ページを上限とする。ただし、様式ごとの上限は設けない。

エ プレゼンテーションソフトを用いて作成することを妨げない。ただし、次のことに留意すること。

(ア) 事項及び様式番号を明示すること。

- (イ) スライド1枚につき1ページとすること。
- (ウ) スライド表示事項はすべて様式上に表示すること。

(2) 編綴方法

- ア 正本（1部）は、3に示す書類を3に示す順に長辺左綴じでホチキス留めとすること。
- イ 副本（3部）は、正本から次の書類を除いた複写を長辺左綴じでホチキス留めとすること。
 - (ア) 公営競技における受託実績について（第3号様式）の添付書類
 - (イ) 商業・法人登記簿謄本
 - (ウ) 納税証明書
 - (エ) 警備業の認定証の写し

(3) 提出書類の取扱い

- ア 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、名古屋競輪組合情報公開条例（平成13年名古屋競輪組合条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合、本組合は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等において、著作権・特許権など法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査

(1) 第1次審査

参加資格がない又は提出期限までにすべての書類を提出していないと認められた場合は、その旨及びその理由（以下「無資格理由等」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、参加資格がないと認められる旨通知を受けた者は、次のように無資格理由等について説明を求めることができる。

- ア 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する名古屋市の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
- イ アに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

ウ 書面にて回答を行った後においては、再度の無資格理由等の説明請求は受け付けない。

(2) 第2次審査

ア 提出書類（プレゼンテーションソフトを含む。）のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。

イ 説明にあたり、プロジェクター、スクリーンその他の機器類を用いる場合は提案者において準備する。なお、機器類の準備及び撤収に要する時間は審査時間に含めないが、準備撤収それぞれ5分以内に終えること。

ウ 出席者は3人以内とする。

エ 提案内容の説明及び質疑応答に係る時間配分は提案者において定める。

6 担当部署及び問い合わせ先

〒453-0053 名古屋市中村区中村町字高畑 68 番地

名古屋競輪組合総合委託担当

電話 052-411-0013 FAX 052-411-9767

メールアドレス soumubuchou@nagoya-keirin.jp

7 その他

(1) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 本プロポーザルの提案者が本組合から受領した書類は、本組合の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 書類提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(4) 書類提出後に本組合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

総合委託に係るリスク分担

種類	内容	負担者		
		受注者	組合	
物価の変動	物価変動（インフレ・デフレの双方）に伴う経費の増	○		
金利の変動	金利変動に伴う経費の増	○		
法令等の変更	本業務に影響を及ぼす法令及び関連制度の変更	協議事項		
周辺地域・住民・利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営に関する周辺住民及び利用者からの苦情、要望等への対応	協議事項		
不可抗力	震災等に伴う施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	協議事項		
	悪天候等による開催の延期・中止	○		
	競輪業界の方向変更及び施策（制度変更、システム利用料、賞金制度）による収入の減・運営費の増大	○		
管理・運営計画リスク	管理・運営の実施計画の不備等に関するリスク	○		
運営費の増大	組合の行政運営上の都合以外による運営費の増大	○		
修繕関係	小規模修繕 (250万円未満)	管理物件の破損に係る修繕、特に緊急性を要するもの	○	
		受注者の管理上の瑕疵によるもの	○	
	大規模修繕 (250万円以上)	管理物件の破損に係る修繕		○
		東広場開発等提案に上がっている物件	○	
		組合が計画的に行う管理物件の大規模な整備・修繕		○
債務不履行	受注者の責任又は受注者の破綻による本業務又は契約内容の不履行、遅延、中止	○		
	組合の契約内容の不履行、遅延、中止		○	
	組合又は受注者いずれの責に帰さない理由による本業務又は契約内容の不履行、遅延、中止	協議事項		

種類	内容	負担者	
		受注者	組合
損害賠償	受注者の瑕疵に起因する損害	○	
事故金の補填	受注者の管理下において発生した過剰支払の対応	○	
管理上の瑕疵による損害・事故・火災等	受注者の管理上の瑕疵による損害、火災、事故等	○	
事業終了時の費用	契約期間の終了、期間途中における業務の廃止又は契約解消による受注者の原状回復及び撤収費用並びに引継ぎに要する費用	○	
受託の申込等	本業務への申込及び運営上必要な初期投資等に要する各種費用の負担	○	
安全衛生管理	安全衛生管理の不備に伴う責任	○	
環境問題	環境規制違反、環境汚染等による事業の制限	○	
備品・消耗品	トータリゼータシステムに係る備品及び消耗品並びに受託事業者が必要な備品及び消耗品	○	
	上記以外の開催業務に必要な備品及び消耗品	○	
資金関係	払戻準備資金（開催資金）の調達	○	
	選手賞金の調達		○

第1号様式（企画提案書）

令和 年 月 日

（あて先）

名古屋競輪組合管理者 名古屋市長

（提出者）

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

企画提案書

令和2年4月6日付で公告のありました名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託に係る公募型プロポーザルについて、公告及び実施説明書等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

（連絡担当者）

部署名

氏名（フリガナ）

電話

ファクシミリ

電子メール

第1号様式の1（事業運営の分析及び課題の抽出について）

事業運営の分析及び課題の抽出について

第1号様式の2（施設活用の分析及び課題の抽出について）

施設活用の分析及び課題の抽出について

第1号様式の3（業務の効率化について）

業務の効率化について

第1号様式の4（施設の活用方針について）

施設の活用方針について

第1号様式の5（障害発生時の対応について）

障害発生時の対応について

第1号様式の6（周辺地域への対応について）

周辺地域への対応について

第1号様式の7（他競輪場等との協働について）

他競輪場等との協働について

第1号様式の8（売上向上策について）

売上向上策について

第1号様式の9（集客・お客様サービス向上策について）

集客・お客様サービス向上策について

第1号様式の10（事業者の組織、執行体制等について）

事業者の組織、執行体制等について

第2号様式（共同事業体協定書兼委任状）

令和 年 月 日

共同事業体協定書兼委任状

（あて先）名古屋市競輪組合管理者 名古屋市長

（申請者）共同事業体名

代表者 所在地

名称

代表者

㊞

名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託の公募に参加するため、公告に基づき、共同事業体を結成し、名古屋競輪組合との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該契約の受託者に選定された場合は、受託者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体	名称	
	事務所所在地	
	代表者 (受任者)	所在地 名称 職氏名 ㊞
	構成員 (委任者)	所在地 名称 職氏名 ㊞
共同事業体の 成立、解散の 時期及び委任 期間	令和 年 月 日から当該契約の契約期間終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の受託者とならなかった場合はただちに解散します。また当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に名古屋競輪組合の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
委任事項	1 本件に係る企画提案書等の提出に関する件 2 委託料の請求受領に関する件 3 契約に関する件	
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他者に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成員全員により協議することとします。	

（備考）共同事業体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出すること。また、共同事業体の構成員の数が2者を上回る場合は、この様式に準じて作成すること。

第3号様式（公営競技における受託実績について）

公営競技における受託実績について

1	件名	
	委託者	
	履行期間	
	業務概要	
	特筆すべき成果	
2	件名	
	委託者	
	履行期間	
	業務概要	
	特筆すべき成果	
3	件名	
	委託者	
	履行期間	
	業務概要	
	特筆すべき成果	

※共同事業体の場合は、構成員単位に作成してください。

※同種・類似した業務実績を記入してください。

※記載する業務実績は最大3件までとします。

※正本には、上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付してください。

受託希望料率

内容	基準 売上額	グレード	上限料率	売上見込 A	受託希望 料率 B	発売経費 (見込) A×B
本場 開催	(1)本場 (2)場外 (3)電話 投票 (4)重勝式	G III	2.00 %	4,532 百万円	%	百万円
		F I	4.00 %	5,050 百万円	%	百万円
		F II	19.00 %	615 百万円	%	百万円
		F II (MD)	3.00 %	2,609 百万円	%	百万円
本場開催合計				12,806 百万円	—	百万円
場外 受託	(1)場外 受託	G P	7.00 %	131 百万円	%	百万円
		G I	7.00 %	730 百万円	%	百万円
		G II	7.00 %	213 百万円	%	百万円
		G III	7.00 %	2,816 百万円	%	百万円
		F I	15.00 %	1,862 百万円	%	百万円
		F II	15.00 %	68 百万円	%	百万円
場外受託合計				5,820 百万円	—	百万円

※受託希望料率は、売上見込に対する百分率で提案すること。

※受託希望料率には、消費税及び地方消費税を含むこと。

※売上見込は、過去の実績に基づき、受託希望料率の評価のために設定した額である。